

インターネット広告を活用した自殺対策広報業務に係る委託契約候補者審査要領

インターネット広告を活用した自殺対策広報業務公募型プロポーザル方式実施公告に基づいて応募があった提案を審査し、この事業を委託する候補者を選定するために必要な事項を以下のとおり定める。

1 審査会の設置

委託契約候補者を選定するために、「インターネット広告を活用した自殺対策広報業務委託契約候補者選定審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の構成

(1) 審査構成員の構成は、次のとおりとする。

座長 1名、座長代理 1名、構成員 若干名

(2) 座長は保健・疾病対策課長があたる。座長代理及び構成員は、保健・疾病対策課長が別に指名する者をもって充てる。

(3) 座長代理は、座長に事故あるときまたは座長が欠けたときに、その職務を代理する。

(4) 審査会は座長が招集し、座長が議長となる。

(5) 座長は、必要があるときは、構成員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

(6) 審査構成員は、審査会に出席できない場合は代理の者を指定することができるものとする。

(7) この要領に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、座長が別に定める。

3 審査の方法

(1) 審査は、審査構成員により、二段階に分けて行う。

(2) 原則として一次審査（書類審査）を実施して、上位5者程度を選定する。

ただし、提案書提出者が一定数以下の場合、一次審査を実施しないこともできる。

(3) 一次審査で選定された者に対して二次審査（プレゼンテーション審査）を行い、委託契約候補者1者を選定する。

(4) 審査は、過半数の審査構成員による審査により成立することとする。

4 評価の方法

別添審査票を用いて評価し、選定する。

5 選定の方法

(1) 一次審査

ア 各審査構成員は、提案者ごとの評価の合計点数（40点満点）をもとに、上位から順に順位付けを行う。なお、審査構成員が、一人でも評価の合計点数を15点以下

とした場合は、その時点で選定の対象外とする。同点の場合は、各審査構成員の判断により順位付けをする。

イ 各審査構成員が行った順位付けに対し、1位は5点、2位は4点、3位は3点、4位は2点、5位は1点の順位点を付ける。各審査構成員の順位点を総計して、得点の高い方から5者程度を選定する。

ウ 各審査構成員の順位点を総計する際に同点のものがある場合には、各審査構成員の意見を踏まえた上で、座長の判断により同点者の順位付けをする。

(2) 二次審査

ア 各審査構成員は、提案者ごとの評価の合計点数（40点満点）をもとに、上位から順に順位付けを行う。なお、審査構成員が、一人でも評価の合計点数を15点以下とした場合は、その時点で選定の対象外とする。同点の場合は、各審査構成員の判断により順位付けする。

イ 各審査構成員が行った順位付けに対し、1位は3点、2位は1点の順位点を付ける。

ウ 各審査構成員の順位点を総計して、最も得点の高い者を委託候補者として選定する。

エ 最も得点の高い者が複数だった場合は、その中から、各審査構成員の意見を踏まえた上で、座長の判断により委託候補者を選定する。

審査票配点

項目	不可	可	普通	良	優
基本的な考え方は適切か	1	2	3	4	5
業務管理体制が適切であるか	1	2	3	4	5
過去の実績を十分有しているか	1	2	3	4	5
各広告の実施配分は適当であるか	1	2	3	4	5
広告の提案内容は適当か	1	2	3	4	5
結果を有効的に分析し、提案できるか	1	2	3	4	5
提案内容、スケジュールなど業務の確実な実施が可能か	1	2	3	4	5
管理費等必要なランニングコストは適切か	1	2	3	4	5

(1 事業者あたり 40 点満点)